

受験生、保護者の皆様へ

## 令和4年度福島県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について (令和4年2月18日 改訂版)

福島県教育庁高校教育課

### 1 高等学校入学者選抜を受験できない場合

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の①～⑤のいずれかに該当する場合、受験ができませんので、事前に中学校を通して出願先の高等学校に連絡してください。

なお、状況に変化があれば、その都度中学校を通して出願先高等学校に連絡してください。

#### 【受験できない者】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染し、各選抜の前日までに退院基準・解除基準<sup>\*1</sup>を満たさない者

※1 「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 第6.0版」(令和3年11月2日厚生労働省発行)によるが、無症状病原体保有者の自宅等における療養解除基準については、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(厚生労働省 令和4年1月5日付け事務連絡(令和4年2月2日一部改正))により、検体採取日から7日間を経過した場合には療養解除を可能とする。

ただし、検体採取日から10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を徹底すること。

- ② 濃厚接触者で症状がある者

- ③ 無症状の濃厚接触者で、初期スクリーニング検査結果が判明していない者

ただし、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 1) 濃厚接触者の特定について

- ・ 保健所により特定された場合

受験生については、PCR検査等を受けるため、保健所に相談する。

- ・ 学校により特定された場合

受験生については、濃厚接触者の判断は慎重に行う必要があるため、学校で濃厚接触者リスト(氏名、学校が濃厚接触者と判断した理由)を作成し、保健所と相談しながら濃厚接触者の特定を行う。

濃厚接触者と特定された場合には、PCR検査等を受けるため、まず学校から学校医に相談し、学校医との調整が難しい場合には、さらに学校から保健所に相談する。

#### 2) 濃厚接触者に特定されたが、行政検査を受けられない又は行政検査の結果が間に合わない場合

行政検査(初期スクリーニング)の結果が得られないことから、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、受験当日においても発熱・咳等の症状がなければ、別室で受験できることとする。なお、当該キットが入手できない場合は、受験当日においても発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上であれば、別室で受験できることとする。

該当する受験生について、中学校長は事前に志願先高等学校長に連絡する。

ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査が実施できない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性がある。

- ④ 無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない者

ただし、受験可能な濃厚接触者が、以下の2つの条件等のもとで利用するタクシー、ハイヤー等については、「公共交通機関」には含めないこととする。

- 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等。

- 2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用すること。

また、行政検査の結果が得られていない場合は、抗原定性検査キットにより陰性確認を行い、保健所等の逼迫により行政検査を受けられないこと、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用するタクシー、ハイヤー等については、「公共交通機関」には含めないこととする。

- ⑤ 「健康状態チェックリスト」の結果<sup>\*2</sup>で試験を受けることができない者

※2 次のうち、いずれかに当てはまる場合

- ・ 37.5度以上の熱があり発熱状態である、息苦しさがある(呼吸困難)、強いだるさがある(倦怠感)のうち1項目以上に該当

- ・ 味を感じない、臭いを感じない、咳の症状が続いている、喉の痛みが続いている、その他の体調不良があるのうち2項目以上に該当

(インフルエンザと診断された場合は別室受験が可能)

### 【ワクチン接種による体調不良者について】

「健康状態チェックリスト」において受験できる条件を満たせば、各選抜を受験できますが、この場合でも、本検査（前期選抜、連携型・一般選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜）においては、受験生本人が中学校を通して出願先高等学校に申し出ること、本検査を受験せずに追検査等を受験することができます。

## 2 受験機会の確保

受験できないこととされた者に配慮し、追検査等に加え、新型コロナウイルス感染症対応選抜を設定することで、受験機会を確保しました。

(1) 追検査等 実施日 令和4年3月9日（水）、10日（木）

(2) 新型コロナウイルス感染症対応選抜

① 第1日程 実施日 令和4年3月22日（火）

② 第2日程 実施日 令和4年3月25日（金）※3

※3 第2日程の面接で実技等を行う高校もあるので、各高等学校募集要項で確認してください。

また、第2日程は、後期選抜までに募集定員を満たした高校への出願はできません。

## 3 受験生の皆さんへのお願い

(1) 受験生は試験日の7日前から、朝などに体温測定を行い、体調変化の有無の確認をしてください。

(2) 試験日の2週間前から、発熱・咳等の症状が継続している受験生は、あらかじめ医療機関で受診してください。

(3) 試験当日はマスク着用、手指消毒の徹底等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応をお願いします。（着用するマスクは、不織布のものを推奨します。）

## 4 緊急連絡先の記載について

新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において、出願先高等学校へ出願書類を直接提出する方（「中学校卒業生及び卒業見込みの者」以外の出願者）は、第2日程受験許可証兼受験票（様式特例4号）の余白に、自身の緊急連絡先電話番号を記載してください。

詳しくは、福島県教育庁高校教育課ホームページ及び各高等学校ホームページに掲載される募集要項で確認してください。

[問い合わせ先] 福島県教育庁高校教育課 電話 024-521-7772

[URL] <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>